

# 一般質問

～ 9月定例町議会の一般質問では、5人の議員が質問に立ちました ～

移住・定住施策の一つとして、地域おこし協力隊員の定住化・起業化を目的とした制度として理解をしています。



湯浅佳春議員

問 地域おこし協力隊への今後の支援策は

答 定住対策でもあり今後も積極的に支援する

協力隊員の中には新得を愛し盛り上げていきたいと思つている反面、現状や将来に不満や不安を感じている方もいると聞いています。また、地域おこし協力隊員3年目の方もおりますので、この事業について、2点ほど伺いたいと思います。

①平成27年までの隊員の実績と今後の事業に対する考え方について

②国からの支援終了後の町の支援策について

浜田町長

①平成25年度からこの制度を活用しており、現在は10名の隊員が活動をしています。

また、家族を含め16名の方が町内に在住しており、定住対

策の面での効果や町民との交流も図られていると考えています。

町づくりを進めていく上で、今後も協力隊員の活動が必要分野については、より積極的な対応をしていきたいです。

②基本的には引き続き、その活動の担い手として残っていたべくこととしています。隊員の意向もふまえた上で、活動先の事業者などと受け入れについての調整を図っていきます。

また、隊員自ら新たな起業を考えた場合は、商工業活性化事業補助など、既存制度の有効活用を含め、行政としても最大限の支援をしていきたいと考えています。



長野 章議員

問 空き家空き地対策の充実を！

答 協議会を設置し、計画策定など事業推進する

法だけで対応するのか。あるいは、法律で不足する部分を付加するのか。

今後の空き家等対策の推進に関して、特別措置法の対応と本町における空き家等対策について伺います。

浜田町長

空き家、空き地対策についてですが、全国的に管理がなされない空き地が増え、防犯、衛生、景觀などの面から、地域住民の生活環境に深刻な影響があることから、空き家の除去と活用を推進するため、空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年の5月26日から完全施行されました。

本町においては、条例を新たに制定はしませんが、庁舎内の関係する課による

空き家等対策の推進に関する特別措置法が、5月26日から全面施行されました。本町としては、空き家等対策特別措置